更生医療の給付について

○ 「更生医療」とは、一般医療ですでに治癒したと考えられている障害に対して、日常生活等をしていくうえで便利なように障害を軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、身体障害者が更生するために必要な医療です。

○ この更生医療を受けるには、更生医療給付申請書を市町村役場に提出します。
（給付申請時には、指定医療機関の医師が作成した更生医療給付意見書の提出が必要です。）

○ 市町村役場では、身体障害者更生相談所の判定に基づく審査を行い、その必要を認めた場合には、「更生医療券」を交付します。

○ 医療を受ける場合は、更生医療機関としての指定を受けた医療機関等にこの医療券を提出して必要な医療を受けます。

○ 給付の対象となる医療費は、医療保険による給付の残額であり、本人、または扶養義務者の所得課税状況に応じて、その費用の一部又は全部負担することになります。

更生医療の給付手続は以下のとおりです。

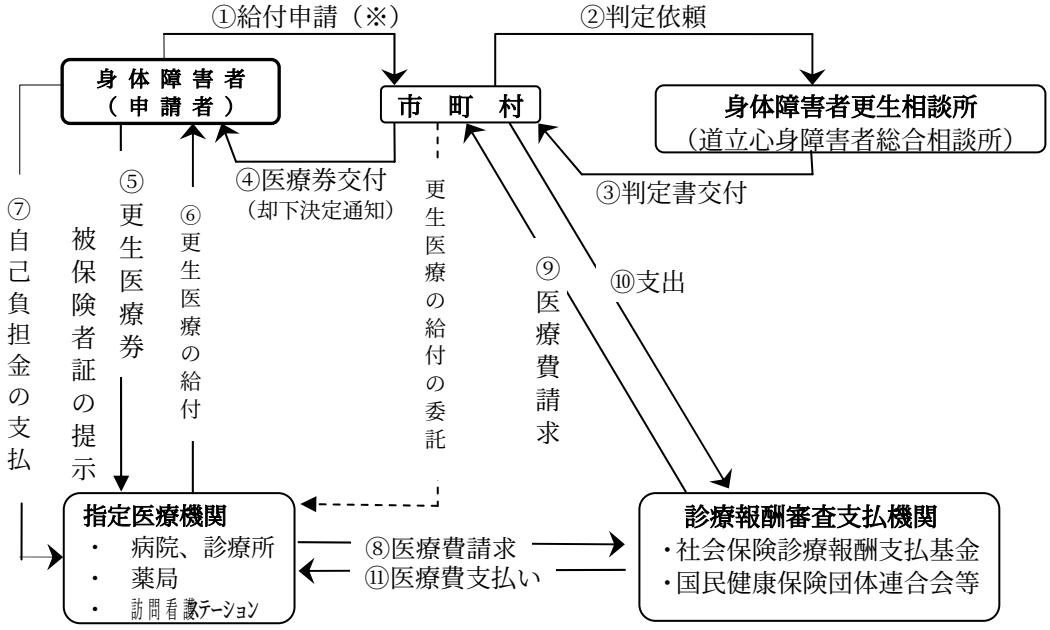

○更生医療の給付例

視覚障害	角膜移植術、白内障手術、網膜剥離手術　など
聴覚障害	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工鼓膜、人工外耳　など
音声言語そしゃく障害	歯科矯正、口唇・口蓋形成術、人工咽頭、食道発声訓練　など
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学・作業療法　など
心臓機能障害	弁形成術、大動脈一冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術　など
腎機能障害	人工透析療法、腎移植術　など
小腸機能障害	中心静脈栄養法　など
免疫機能障害	抗HIV療法　など

○自己負担額

更生医療の給付を受ける場合、本人又は扶養義務者の所得税課税状況に応じて、費用の一部又は全部を負担することとなります。

徴 収 基 準 額 表　　(昭和63年4月1日適用)

世帯階層区分			徴収基準月額		加算基準額 (同一世帯の2人目以上の身障者の額)
			入 院	入院外	
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0
C1	所得税非課税世帯	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)	4,500	2,250	450
C2		市町村民税所得割課税世帯	5,800	2,900	580
D1	所得税課税世帯	前年分所得税　4,800円以下	6,900	3,450	690
2		4,801円 ～ 9,600円	7,600	3,800	760
3		9,601円 ～ 16,800円	8,500	4,250	850
4		16,801円 ～ 24,000円	9,400	4,700	940
5		24,001円 ～ 32,400円	11,000	5,500	1,100
6		32,401円 ～ 42,000円	12,500	6,250	1,250
7		42,001円 ～ 92,400円	16,200	8,100	1,620
8		92,401円 ～ 120,000円	18,700	9,350	1,870
9		120,001円 ～ 156,000円	23,100	11,550	2,310
10		156,001円 ～ 198,000円	27,500	13,750	2,750
11		198,001円 ～ 287,500円	35,700	17,850	3,570
12		287,501円 ～ 397,000円	44,000	22,000	4,400
13		397,001円 ～ 929,400円	52,300	26,150	5,230
14		929,401円 ～ 1,500,000円	80,700	40,350	8,070
15		1,500,000円 ～ 1,650,000円	85,000	42,500	8,500
16		1,650,001円 ～ 2,260,000円	102,900	51,450	10,290
17		2,260,001円 ～ 3,000,000円	122,500	61,250	12,250
18		3,000,001円 ～ 3,960,000円	143,800	71,900	14,380
19		3,960,001円 ～	全額	全額	注1

注1) 徴収基準月額の10%。ただし、その額が17,120円に満たない場合は17,120円となる。
注2) 世帯の所得税額が3,960,000円以下で、当該身体障害者が世帯主または世帯の収入者の場合は、自己負担額が1/2となる。